

介護保険外高齢者サービス (令和7年11月1日) 【 】内は助成上限額

事業名		年齢	対象者	内 容	利用者負担	備 考	受付窓口
高齢者 紙おむつの支給			常時失禁状態で紙おむつ等を必要とし、介護保険の要介護認定の結果、「要介護2、3、4、5」のいずれかに認定された方 ※介護保険施設入所者、生活保護受給者、中国帰国者支援給付受給者を除く ※所得制限はありません	現物支給 区が用意したカタログの中から選択(点数制) 毎月1回、区内の自宅等へ紙おむつを配送 【支給上限 月に60点】 費用助成 入院等で区支給の紙おむつの持ち込みができない場合に限る * 決定後、請求月(3、7、11月)に高齢者地域包括ケア推進課窓口にて請求手続きが必要 【助成上限 月6,000円】	支給上限 点数を超えた分は自己負担 助成上限額を超えた分は自己負担	現物支給決定月の翌月から配送 費用助成決定月の翌月分から費用助成の対象	・ 高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係 ・ 地域包括支援センター ・ 足立区福祉事務所各課の総合相談窓口
高齢者日常生活用具給付	補聴器 ★	65歳以上	すべてに該当する方 ①標準純音聴力検査の4分法で両耳とも40dB以上70dB未満か、片側40dB以上90dB未満かつもう片側が40dB以上50dB未満の中等度難聴の方 ②中等度難聴で身体障害者手帳(聴覚)の該当でない(ならない)方 ※所得制限はありません	補聴器購入費用を助成 【50,000円】 申請書を持参のうえ耳鼻咽喉科専門医を受診し、申請書にある医師の意見欄に証明をもらい、補聴器を購入する前に区の受付窓口へ提出。 ※受診・検査料および証明書料(診断書料)、送料等は助成の対象外 ※助成決定後に自費で補聴器を購入してから助成金を請求(償還払い)が原則であるが、困難な方は申請する前に在宅支援係に要相談。	助成上限額を超えた分は自己負担	* 申請・決定前に自費購入した場合の費用助成は不可 * 決定後、助成金の請求手続きが必要	
	シルバーカー ★		在宅で歩けるが外出時に下肢機能の低下によって歩行支援用具を必要とし、調査によりその用具を安全に使用できると認められた方	シルバーカー(4輪の手押し車式、歩行器不可)の購入費用を助成 【10,000円】	定率の負担あり	* 購入前に事前の申請(訪問調査あり)と給付決定が必要	
	自動消火装置 ☆		在宅でねたきり等のために防火の配慮を必要とする方	自動消火装置の設置費用を助成【28,700円】	※本人の所得状況により減免あり	* 申請・決定前に自費購入した場合の費用助成は不可 * 助成金は区から事業者へ直接支払う	
	電磁調理器 ☆		在宅で本人が調理を行うが、心身機能の低下に伴い防火等の配慮を必要とする高齢者世帯の方	電磁調理器(卓上型一口)の購入費用を助成(30アンペア以上必要) 【20,000円】	※助成上限額を超えた分は、全額自己負担		
高齢者住宅改修	予防給付 ☆	65歳以上	介護保険の要介護認定の結果、「非該当(自立)」と認定された方(認定日から1年以内)	手すりの取り付け、段差解消、滑り防止・移動を円滑にするための床材の変更、引き戸等へ扉の取り替え、和式から洋式便器への取り替え工事【200,000円】	定率の負担あり ※本人の所得状況により減免あり	* 工事の前に事前の申請(訪問調査あり)と給付決定が必要 * 申請・決定前に工事した場合の費用助成は不可 * 助成金は区から事業者へ直接支払う	
	設備改修 ☆		介護保険の要介護認定の結果、「要支援」又は「要介護」と認定された方	①10cm以上浅い浴槽への取り替え工事(給湯設備を除く)【200,000円】 ②和式から洋式便器への取り替え工事【106,000円】 * ①②介護保険の住宅改修で15万円以上給付を受けている場合に対象 車椅子用の流し・洗面台への取り替え工事【156,000円】 * 車椅子を使用している方		※助成上限額を超えた分は、全額自己負担	
				介護保険の要介護認定の結果、「要介護4または5」と認定された方	階段昇降機の設定【1,332,000円】 日常的に車椅子または歩行器を利用し、1階に居室がない方 * 建築基準法の届出が必要な場合あり		

★はひとり1回限り ☆は1世帯1回限りです
足立区高齢者地域包括ケア推進課作成

事業名	年齢	対象者	内 容	利用者負担	備 考	受付窓口
高齢者緊急通報システムの設置 (救急車の要請)	65歳以上	在宅のひとり暮らし等で慢性疾患などにより、日常生活を送るうえで常時注意を要する方(おはよう訪問利用者、現に高齢者見守り目的のサービスを利用中の方を除く)	緊急時にボタンを押すと民間受信センターに自動通報する機器、生活リズムセンサーを設置 通報を受信後、必要に応じて本人の代わりに救急車を要請する	無料	・日中独居可 ・合鍵が必要 ・固定電話か携帯電話が必要 ・訪問調査あり	・地域包括支援センター ・高齢者地域包括ケア推進課 ・在宅支援係
徘徊高齢者位置検索システム 費用助成		すべてに該当する方を介護する区内在住の親族 ①区内在宅で認知症による徘徊行動がある ②介護保険で「要支援」以上の認定がある	区内在住の親族が位置検索システム事業者と契約し、加入料金と月額利用料の支払いをした際に費用を助成(原則として契約前に申請) 加入料★ 【5,250円】 月額利用料 【月1,500円】 *検索料は対象外 *ともに請求期限あり	加入料のみ 定率の負担あり *申請する親族の所得状況により減免あり	・訪問調査あり *決定後、助成金の請求手続きが必要 請求窓口は高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係	・地域包括支援センター ・高齢者地域包括ケア推進課 ・在宅支援係
高齢者見守りサービス助成	65歳以上	在宅のひとり暮らし等で慢性疾患などにより、日常生活を送るうえで常時注意を要する方(緊急通報システム利用歴のある方、おはよう訪問利用者、既に見守りサービスが設置済の方を除く)	高齢者を見守るための装置(生活活動を検知するセンサーやカメラ、電気やガスの使用状況を家族にメールでお知らせするシステム等)を自宅に設置・利用した際の費用を助成 初期設置費用★ 【13,500円】 利用料 【月1,500円】 *ともに請求期限あり	助成上限額を超えた分は自己負担	*契約者は本人または区内在住の親族 *事業者と契約する前に事前の申請(訪問調査あり)と給付決定が必要 *決定後、助成金の請求手続きが必要	・地域包括支援センター ・高齢者地域包括ケア推進課 ・在宅支援係
高齢者見守りキーホルダー ★	65歳以上	①認知症状などにより見守りが必要な方 ②ひとりでの外出に不安のある方	警察に保護された場合や、外出中に救急搬送された場合などに見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます *希望者には見守りシールも配付	無料	*原則、緊急連絡先として2名の住所・氏名・電話番号の登録が必要	地域包括支援センター
あんしんプリント	65歳以上	高齢者見守りキーホルダーを申請した方で、特に徘徊の恐れの方	見守りキーホルダーの番号を衣類にプリントしていると、警察や消防などからの照会に対し迅速な身元確認や緊急連絡先の方への連絡ができます	無料	プリントは予約制です	

★はひとり1回限りです

足立区高齢者地域包括ケア推進課作成

事業名	年齢	対象者	内 容	利用者負担	備 考	受付窓口
ねたきり高齢者 寝具乾燥消毒	65歳 以上	在宅でねたきり等の ため寝具の乾燥が困 難な介護保険の要介 護認定3、4、5の方	ねたきりの方の寝具を乾燥(敷・掛 け布団、毛布、マットレス各一枚・ 月1回一組) * 7月と12月は強力乾燥消毒	1回 100円	* 寝具の 受け渡しを 手伝う介 護者が必 要 * 郵送申 請可	・ 地域包括支援センター ・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 在宅福祉支援係 ・ 所各課の総合相談窓口
ねたきり高齢者 訪問理美容 サービス	65歳 以上	在宅でねたきり等の ため外出して調髪等 が困難な介護保険の 要介護認定3、4、5の 方 * 足立区の介護保険 証をお使いの方	年6回の出張理美容サービスを 実施 4～10月に認定した方は6回、11 月は5回、12月は4回、1月は3 回、2月は2回、3月上旬に認定し た方は1回利用可 * 区内理美容組合加盟店の事前 承諾が必要	1回 500円	* 見守りと 介助を行う 介護者が 必要 * 郵送申 請可	
救急医療情報 キットの配布 ★		かかりつけ医や持病など、医療情報を記入する用紙と冷蔵庫 に保管する容器を配付し、救急隊到着時に迅速な救急活動に 役立てる * 必ず活用されることを約束するものではありません 在宅で健康上不安があり、いづれかに該当している方 ①65歳以上のひとり暮らし ②世帯全員が65歳以上 ③身体障がい等の手帳を所持		無料		
「ゆ～ゆ～湯」 入浴事業 ★	70歳 以上	4月1日現在、70歳以 上の方 * 寝たきり等で公衆浴 場を利用できない方を 除く	月3回(日曜を除く指定の週に各 1回)、区内公衆浴場(指定の北区 3浴場、荒川区3浴場、葛飾区2 浴場を含む)で利用できる「ゆ～ ゆ～湯入浴証」を交付	入浴料金から 400円を差し 引いた金額	毎年4月末 に「ゆ～ゆ ～湯入浴 証」を郵送 (転入者は 翌月に郵 送)	在宅高齢者 支援推進地 域包括
あだち配食 サービス		どなたでも	栄養バランスのとれた食事を自宅 までお届けし、見守りも行う協力 店を紹介。 年1回、区内全戸にリーフレットを 配布	料金は全額利 用者負担 * 区からの助 成はありません	* 直接、利用者が協力店にお 申し込みください	
高齢者配食サー ビス支援事業 (元気サポート弁 当)	65歳 以上	高齢者のみの世帯に 属する方でア～ウの いずれかに該当する 方 ア 身体的な理由に より食事を用意するこ とが困難 イ 精神的な理由に より食事を用意するこ とが困難 ウ 退院後等の事情 により刻み食、ムース 食、糖質制限食等特 別な食事が必要であ るが、当該食事を 用意することが困難	1日につき昼・夜のうちいずれか1 食、定価の300円引きで配食事 業者から食事を購入でき、受け取 りの際に声掛けや安否確認など の見守りを受けることができます。 * 指定配食事業者の事前承諾が 必要 * 事業の対象となる食事はあだ ち配食サービスの内容と異なる場 合があります。店舗にご確認くだ さい。	食事の定価か ら300円を引 いた残りの額	* 緊急連絡 先として1 名の氏名、 住所、電話 番号の記載 が必要 * 郵送申請 可	・ 地域包括支援センター ・ 高齢者地域包括ケア推進課 ・ 在宅支援係

以下の事業は各受付窓口へお問い合わせください

事業名	年齢	対象者	内 容	利用者負担	備 考	受付窓口
もの忘れ相談		認知症に不安を持つ高齢者 認知症高齢者、家族等	高齢者のもの忘れ(認知症)につ いて、もの忘れ相談医が相談を受 けます	無料		地域包括支援センター

事業名	年齢	対象者	内 容	利用者負担	受付窓口
絆のあんしん 協力員の派遣	おおむね 65歳 以上	「絆のあんしん協力員」による見守りや声かけを希望される方	ボランティアとして登録していただいた、区内在住・在勤の方による見守りや声かけなどの活動を通じて、地域と関わるきっかけづくりを行います * 派遣開始にあたり、事前に協力員と「顔の見える関係づくり」をし、その後派遣開始となります	無料	地域包括支援センター
シルバー ステッキ(杖) の購入費助成 ★	65歳 以上	歩行に不安のある方	シルバーステッキ(杖)購入費の一部を助成する	助成上限額を超えた分は自己負担	社会福祉協議会 生活支援課 TEL:3880-5740 FAX:3880-5697
おはよう訪問	70歳 以上	すべてに該当する方 ①ひとり暮らし ②半径500m以内に身内がいない ③緊急通報システム・見守りサービス助成を利用していない ④介護保険等の利用や、継続的な就労などにより、日々の安否確認がされていない	業者が毎日(土・日・祝日等を除く)乳酸菌飲料を配達(手渡し)し、安否の確認をする	無料	
車いすの貸出 (車いすステーション)	高齢、疾病、けが等により一時的に車いすを必要とする方		車いすを無料で貸出 貸出期間 原則1ヶ月以内	無料	貸出窓口は区内27か所 お近くの窓口については、下記担当にお問い合わせください。 社会福祉協議会 生活支援課 TEL:3880-5740 FAX:3880-5697
あったか サポート	おおむね 65歳 以上	在宅で、日常的な支援を必要とする高齢者等の利用会員	協力会員(区民の方々)が利用会員に対し、掃除、買い物、外出の付き添い等の日常生活支援や生きがい支援を行う * 緊急性、専門性、危険性のあるものを除く	・入会事務費 1,000円 ・更新事務費 500円(2年ごと) ・利用料1時間 730円(事務費を含む)	社会福祉協議会 あいあいサービスセンター TEL:3856-0274 FAX:3856-0299
ちょこっと サポート	おおむね 65歳 以上	在宅で、日常的な支援を必要とする高齢者等	サポート隊員(区民の方々)がちょとした困りごとのお手伝い(ひとりがおおむね1時間以内でできる作業)を行う * 継続性、緊急性、専門性、危険性のある作業を除く	30分 400円 (以降30分毎に400円加算)	

事業名	年齢	対象者	内 容	利用者負担	受付窓口
シルバーパス (東京都の制度) *有効期間* 発行日から 9月30日まで	70歳以上	満70歳以上の希望する都民の方 (ねたきりの方を除く) * 満70歳になる月の初日から購入可	都営交通(日暮里・舎人ライナー含む)、都内民営バス(一部除く)、コミュニティバスはるかぜ(都内)を利用できる 発行場所: 都バス・東武バス営業所、北千住駅定期券発売所などで有償発行	住民税非課税者 1,000円 住民税課税者 12,000円	【問合せ先】 東京バス協会 5308-6950 FAXの場合は 3378-9970
ごみの戸別訪問 収集	次のいずれかに該当する方のみの世帯で、世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の方の協力を得ることができないこと ①介護保険の要介護認定2以上の方 ②身体障害者手帳1級又は2級に認定されている方		清掃事務所職員が玄関前等までごみや資源を取りに伺います(粗大ごみを除く)。	無料	足立清掃事務所 TEL:3853-2141 FAX:3857-5743

問合せ・受付窓口一覧

●高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係

電話番号 3880-5257 FAX 3880-5614 中央本町 1-17-1 北館1階

●足立福祉事務所

名称	電話番号	FAX	所在地
中部第一福祉課	3880-5875	6806-3017	中央本町 4-5-2
中部第二福祉課	3880-5419	6806-3093	
千住福祉課	3888-3142	3888-5344	千住仲町 19-3
東部福祉課	3605-7129	5697-6560	東綾瀬 1-26-2
西部福祉課	3897-5013	3856-7229	鹿浜 8-27-15
北部福祉課	5831-5797	3860-5077	竹の塚 2-25-17

●地域包括支援センター

名称	電話番号	FAX	所在地	担当地域
基幹	5681-3373	5681-3374	梅島 2-1-20	梅島、中央本町1、島根
あだち	3880-8155	3880-4466	足立 4-13-22	足立、中央本町2、梅田1
伊興	5837-1280	5837-1282	伊興 3-7-4	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、西竹の塚
入谷	3855-6362	3855-6399	入谷 9-15-18	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
扇	3856-7007	3856-1134	扇 1-52-23	扇、興野、本木東町、本木西町、本木南町、本木北町
江北	6807-1604	5839-3643	江北5-14-5 (すこやかプラザ あだち内)	江北、堀之内
さの	5682-0157	5682-0158	佐野 2-30-12	加平、北加平町、神明、神明南 辰沼、六木、佐野、大谷田2～5
鹿浜	5838-0825	5838-0826	皿沼 2-8-8	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
新田	3927-7288	3927-7289	新田 3-4-10	新田、宮城、小台
関原	3889-1487	3887-1407	関原 2-10-10	梅田2～8
千住西	5244-0248	5244-0249	千住中居町 10-10	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、千住中居町 千住宮元町、千住仲町、千住河原町、千住橋戸町
千寿の郷	3881-1691	3870-6717	柳原 1-25-15	柳原、千住関屋町、千住曙町、千住東1
千住本町	3888-1510	5813-8336	千住 5-13-5	千住、千住元町、千住大川町、千住寿町、千住柳町
中央本町	3852-0006	3886-0086	中央本町 4-14-20	中央本町3～5、青井1・3～6、西加平
東和	5613-1200	5613-1201	東和 4-7-23	綾瀬、東綾瀬、谷中、東和1・3
中川	3605-4985	3605-9092	中川 4-2-14	東和2・4・5、中川、大谷田1
西綾瀬	5681-7650	5681-7657	西綾瀬 3-2-1	西綾瀬、弘道、青井2
西新井	3898-8391	3898-8392	西新井 2-5-5	西新井、栗原
西新井本町	3856-6511	3856-5006	西新井本町 2-23-1	西新井本町、西新井栄町
はなはた	3883-0048	3883-0351	花畑 4-39-11	花畑、南花畑5
一ツ家	3850-0300	3850-0370	一ツ家 4-2-15	平野、一ツ家、保塚町、六町、南花畑1～4
日の出	3870-1184	3870-1244	日ノ出町 27-4-112	日ノ出町、千住旭町、千住東2
保木間	3859-3965	3859-6730	保木間 5-23-20	西保木間、保木間、東保木間
本木関原	5845-3330	5845-3338	本木 1-4-10	関原、本木
六月	5242-0302	5242-0327	六月 1-6-1	六月、東六月町、竹の塚

(令和7年11月1日現在)